

農業委員会だより（第 19 号） 平成 25 年 8 月発行

発行：天塩町農業委員会 編集：天塩町農業委員会事務局（天塩町役場内）
電話：01632-2-1001 / FAX：01632-2-2659

○ 農地の賃借料情報の提供について

「農地法等の一部を改正する法律」が施行（平成 21 年 12 月 15 日）され、今までの「標準小作料制度」が廃止されました。代替措置として、改正農地法第 5 2 条により賃貸料情報の提供を行うこととなっています。

今回提供する情報は、平成 2 4 年度において賃借の許可が出ている案件を集計したデータとなっております。

1 賃借料一覧

地区名	データ数	最大値	平均値	最小値	備 考
サラキシ	筆 4 6	円／10 a 3, 1 5 2	円／10 a 2, 1 4 6	円／10 a 1, 7 7 2	
川 口	7 2	3, 0 8 0	2, 0 9 0	7 9 2	
下サロベツ	0	0	0	0	
ウ ブ シ	4 5	1, 3 6 9	1, 0 0 6	8 8 2	
オヌプナイ	2 9 3	2, 5 0 7	1, 6 4 7	4 9 6	

※上記の賃借料情報は、平成 24 年度の農業委員会を通じた賃貸借契約の状況です。参考として提供するもので、農地を貸し借りする皆さんは対象農地の状況等に合わせて、双方で賃貸借料の協議をお願いします。

参考：農地法第 52 条（賃借料情報の提供等）

農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の保有及び利用の状況、賃借等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 賃借料の状況図

